

定 款

社団法人 日本オリエンテーリング協会

設立趣意書

より快適な生活を求め続けてきた人間は、その知恵により皮肉にも生活環境の悪化をもたらし、自身の生活の基盤である健康への危機を招いた現在、スポーツのより緊密な社会参加によせられている期待は大きく、特に、生涯スポーツとしての果たし得る役割には大なるものがあります。

オリエンテーリングは1918年にスウェーデンにおいて、近代スポーツとして形成誕生して以来、“参加するスポーツ”として世界に広がり続けてきました。樹木に覆われた丘陵地帯を、地図とコンパスを手にして走るスポーツは、5～6歳児から70～80歳に至るまでのあらゆる人々が、それぞれの力に応じて楽しむことができ、体力の維持・増進と共に、自然と人との調和の精神を養うことができます。

昭和41年（1966年）、わが国は他のアジア諸国に先駆けて、このスポーツ、オリエンテーリングを導入、昭和44年（1969年）には、「国際オリエンテーリング連盟」への加入を機に、日本オリエンテーリング委員会を結成しました。以来約20年、国や自治体を始めとする関係各位の尽力により、普及・発展に努力し、都道府県組織の育成、指導者の育成、競技規則等の制定、各種大会・講習会の開催、パーマネントコースの設置、100キロコンペの認定、指導書の刊行等に努めた結果、全国的な普及を見るに至り、この発展に応じて日本オリエンテーリング委員会を発展解消し、日本オリエンテーリング協会を組織しました。

更に、日本オリエンテーリング協会は、時代の要求に応え、一段の飛躍をはかり社会的基礎を確立し、健全なスポーツ振興の一翼を担うべく組織運営の体制を改め、これを社団法人として、広く国民の健康と体力増進、競技力の向上等に寄与していこうとするものであります。

平成3年2月10日

日本オリエンテーリング協会
会長 大野 晃

社団法人 日本オリエンテーリング協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人 日本オリエンテーリング協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都渋谷区神南一丁目1番1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、我国におけるオリエンテーリング界を統括し、代表する団体として、オリエンテーリングの普及推進を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 一 オリエンテーリングの普及及び指導
- 二 国内におけるオリエンテーリング競技会及び国際競技会の開催並びに公認事業
- 三 海外におけるオリエンテーリング競技会及び会議等への役員・選手等の派遣
- 四 オリエンテーリングの指導者の養成及び資格認定・登録
- 五 国内におけるオリエンテーリング競技規則等諸規定の制定
- 六 日本オリエンテーリング界を代表して、国際オリエンテーリング連盟(略称 I O F)に加盟
- 七 オリエンテーリングパーマメントコースの認定
- 八 オリエンテーリングに関する記録認定及び表彰
- 九 オリエンテーリング普及に関する広報・出版物の刊行
- 十 オリエンテーリングに関する調査研究
- 土 その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種 別)

第5条 この法人の会員は、次のとおりとする。

- 一 正会員 都道府県を代表するオリエンテーリングの団体代表者
 - 二 賛助会員 この法人の事業を援助する個人又は団体
 - 三 名誉会員 この法人にとくに功勞のあつた者で總會の議決をもって推薦された者
- 2 前項各号の会員のうち、正会員をもって民法上の社員とする。

(入 会)

第6条 会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、總會の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(入会金及び会費)

第7条 この法人の入会金及び会費は理事会及び總會の議決をもって別に定める。

- 2 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。
- 3 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があつても返還しない。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の事由によりその資格を喪失する。

- 一 退会したとき。
- 二 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である法人が解散したとき。
- 三 除名されたとき。

(退 会)

第9条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、会長が除名することができる。

この場合、総会で議決する前に総会の場においてその会員に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき。
- 二 この法人の会員としての義務に違反したとき。
- 三 会費を3年以上滞納したとき。

第4章 役員及び職員

(役 員)

第11条 この法人には、次の役員を置く。

- 一 理 事 15名以上20名以内(うち会長1名、副会長3名以内、専務理事1名)
- 二 監 事 2名

(役員を選任)

第12条 理事及び監事は、総会で選任し、理事は、互選で会長、副会長及び専務理事を定める。

- 2 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は理事現在数の3分の1を超えてはならない。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

(理事の職務)

第13条 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故ある時、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により副会長がその職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の議決に基づき日常の事務に従事し、総会の議決した事項を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成して、この定款に定めたもののほか、この法人の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を討議し、執行する。

(監事の職務)

第14条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- 一 法人の財産の状況を監査すること。
- 二 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、総会または文部科学大臣に報告すること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は総会を召集すること。

(役員任期)

第15条 この法人の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び正会員現在数各々の4分の3以上の議決により、会長がこれを解任することができる。

この場合、理事会及び総会で議決する前に、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第17条 役員は、無給とする。ただし、常勤の場合は有給とすることができる。

- 2 役員報酬は、理事会の議決を経て会長が定める。

(事務局及び職員)

第18条 この法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。

- 2 職員は、会長が任免する。
- 3 職員は、有給とする。

第5章 名誉会長及び顧問

(名誉会長及び顧問)

第19条 この法人に名誉会長及び顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の会長であった者及び特に功績のあった者のうちから、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 4 名誉会長は、総会に出席して意見を述べることができる。
- 5 顧問は、重要な事項について会長の諮問に応じて意見を述べるすることができる。

第6章 会議

(理事会の招集等)

第20条 理事会は、毎年2回会長が召集する。ただし、会長が必要と認めるとき、又は理事現在数の3分の1以上から会議が附議すべき事項を示して理事会の召集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- 2 理事会の議長は、会長とする。

(理事会の定足数等)

第21条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席したものとみなす。

- 2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の構成)

第22条 総会は、第5条第1号の正会員をもって組織する。

(総会の招集)

第23条 通常総会は、毎年1回以上会長が召集する。

- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、会長が召集する。
- 3 前項のほか、正会員現在数の5分の1以上から会議に附議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会の招集は、少なくとも7日以前に、その会議に附議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

(総会の議長)

第24条 通常総会の議長は、会長とし、臨時総会の議長は、会議の都度出席正会員の互選で定める。

(総会の議決事項)

第25条 総会は、この定款に別に定めるものの他、次の事項を議決する。

- 一 事業計画及び収支予算についての事項
- 二 事業報告及び収支決算についての事項
- 三 正味財産増減計算書、財産目録及び貸借対照表についての事項
- 四 その他この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるもの。

(総会の定足数等)

第26条 総会は、正会員現在数の2分の1以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の正会員を代理人として表決を委任した者は、出席したものとみなす。

2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、正会員である出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員への通知)

第27条 総会の議事の要領及び議決した事項は、全会員に通知する。

(議事録)

第28条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び当該会議において選出された出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- 一 設立当初の財産目録に記載された財産
- 二 入会金及び会費
- 三 資産から生ずる収入
- 四 事業に伴う収入
- 五 寄付金品
- 六 その他の収入

(資産の種別)

第30条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - 一 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
 - 二 基本財産とすることを指定して寄付された財産
 - 三 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第31条 この法人の資産は会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、会長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第32条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数

及び正会員現在数各々の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第33条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は会長が編成し、理事会及び総会の議決を経て毎事業年度開始前に、文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第35条 この法人の収支決算は、会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計画書並びに会員の異動状況書と共に、監事の意見をつけ、理事会及び総会の承認を受けて毎事業年度終了後3ヵ月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決及び総会の承認を受けて、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第36条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数及び正会員現在数各々の3分の2以上の議決を経、かつ文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第37条 第32条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第8章 委員会

(委員会)

第39条 この法人の運営を円滑にするために、委員会をおくことができる。

(定数及び任期)

第40条 委員は、会長が会員或いは会員以外の関連団体の学識経験者の中から委嘱する。委員の定数は、20名以内とし、任期は2年とする。

2委員会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、理事会及び総会において理事及び正会員各々の現在数の4分の3以上の議決を経て、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第42条 この法人の解散は、理事会及び総会において理事及び正会員各々の現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第43条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会及び総会において理事及び正会員各々の現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

第10章 補則

(書類及び帳簿の備付等)

第44条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- 一 定款
 - 二 会員の名簿
 - 三 役員及びその他職員の名簿及び履歴書
 - 四 財産目録
 - 五 資産台帳及び負債台帳
 - 六 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
 - 七 理事会及び総会の議事に関する書類
 - 八 官公署往復書類
 - 九 収支予算書及び事業計画書
 - 十 収支計算書及び事業報告書
 - 十一 貸借対照表
 - 十二 正味財産増減計算書
 - 十三 その他必要な書類及び帳簿
- 2 前項第1号から第5号までの書類、同項第7号の書類及び同項第9号から第12号までの書類は永年、同項第6号の書類及び帳簿は、10年以上、同項第8号及び第13号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。
- 3 第1項第1号、第2号、第4号及び第9号から第12号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

(細 則)

第45条 この定款の施行についての細則は、理事会及び総会の議決を経て別に定める。

附 則

1 第12条の規定に関わらず、この法人設立当初の理事及び監事は、次のとおりとする。この場合の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、平成5年3月31日までとする。

理 事(会 長)	大 野 晃
理 事(副会長)	長谷川 純 三
理 事(副会長)	高 山 久 生
理 事(専務理事)	鈴 木 司
理 事(北海道・東北ブロック代表)	佐 藤 克 巳
理 事(ブロック代表)	海老原 利 彦
理 事(ブロック代表)	一 木 昭 男
理 事(東 海ブロック代表)	坂 本 太 郎
理 事(北 陸ブロック代表)	森 田 輝 雄
理 事(近 畿ブロック代表)	仲 川 寿 男
理 事(ブロック代表)	佐 藤 忠 彦
理 事(九 州ブロック代表)	石 津 湛
理 事	中 島 英 殷
監 事	玉 井 康 司
監 事	吉 田 善 作

2 第38条の規定に関わらず、この法人設立当初の事業年度は法人設立の日から平成4年3月31日までとする。

3 従来に日本オリンテering協会に属した権利義務の一切は、この法人が継承する。

4 本定款は、平成3年4月26日から施行する。

平成14年3月9日一部変更

平成21年4月6日一部変更